## 第16期第2回福岡県個人情報保護審議会(全体会)会議録

## 1 開催日時

令和4年6月16日(木) 午前10時00分から午前10時55分まで

#### 2 開催場所

県庁行政棟10階 特9会議室

### 3 出席者(五十音順)

井上真由美 委員

江 島 玲 子 委員

小 林 登 会長

権 藤 光 枝 委員

櫻 井 幸 一 委員

出水清子 委員

村 上 英 明 委員

山 元 規 靖 委員

### 4 審査事項

(1) 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う今後の個人情報保護制度に向けた対応について

#### 5 会議の内容

#### 【小林会長】

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第16期第2回個人情報保護審議会の全体会を開催いたします。

本日は、傍聴者の方はおられませんか。

### 【事務局】

いません。

## 【小林会長】

はい、分かりました。会議自体は本来全て公開となっておりますけれども、本日は傍 聴者はおられないということです。

それでは、早速ですけれども、議事に移ります。まず、議事につきまして、事務局の 方から御説明をお願いいたします。

### 【事務局】

それでは、本日の議題について御説明いたします。次第を御覧ください。

本日は、前回の審議会に引き続きまして、個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度に向けた対応について御審議いただく予定でございます。

また、全体会終了後、第一部会を開催する予定でございます。

事務局からは以上です。

#### 【小林会長】

ありがとうございます。それでは、審議に移らせていただきます。

本日の審議案件は、今、御紹介がありましたように、個人情報の保護に関する法律の 改正等に伴う今後の個人情報保護制度に向けた対応についてであります。

この全体会は、4月の諮問以降今回で3回目の開催ということになり、その理由として、御存じのとおり、個人情報保護法が改正されました。従来は、行政機関については行政機関の個人情報保護法、それから、独立行政法人につきましては独立行政法人等個人情報保護法、それから、一般の事業者につきましては個人情報保護法と3本立てになっていたわけですけれども、これを統合せよということで統合しました。

さらに、地方公共団体につきましては、条例がそれぞれありまして、これもまた統一 しましょうということで、全部これを一本化しようということになったわけですけど、 ただ、その中で、では各地方公共団体の方で条例というのは何も定めないで良いのかと いう問題がありまして、幾つかの項目について、これを定めるのかどうかというのを決 めてくださいという話で、この審議が進んできているという形です。

今までたくさんありましたけども、前回かなり御審議いただきまして、今三つ残っているという状況だと思います。

それでは、事務局の方から、私が先に言ってしまいましたけども、御説明をお願いい たします。

## 【事務局】

残りの審議に入る前に、前回御質問をいただいた案件について御報告させていただき たいと思っております。

まず、前回、個人情報開示請求に対して、不開示とする情報の内容について御審議いただく中で、現条例にあります議員会派情報、こちらを、議員個人の活動については新法の個人情報で、会派の活動については新法の法人等に関する情報で不開示が可能と判断しておりますという説明の中で、政治団体等の活動は事業情報となるのかどうかということの確認を求められていました。

ガイドライン等を確認しましたところ、こちらの資料にありますとおり、不開示情報で、法人等に関する情報を定めておりますが、右側の一番上、米印1のところ、株式会社等の会社法上の法人の中に、政治団体等も含まれるとされているというところで、政治団体の活動についても、法人等に関する情報として不開示とすることが認められています。

続きまして、前回、開示請求に関する手数料の案件のときに、国は、オンライン申請の手数料が300円ではなく200円になるという御説明をした中で、なぜ金額が違うのかということの確認を求められました。こちら厚生労働省のオンライン申請の概要のところを印刷して載せております。

こちらにありますとおり、オンライン申請の場合は、開示請求に係る手数料が、書面だと300円のところが、1件につき200円、100円減額されるということになっております。

こちらの手数料の考え方としては、開示請求の受付事務ですとか、決定資料の作成事務、そういったものを含めたところで300円と設定されているとのことです。オンライン申請の場合は、窓口での受付応対の手間がないという考えから100円減額されているということが確認できたところです。

ただし、個人情報の開示請求の場合になりますと、やはり本人確認という作業が出てきますので、次のページのとおり、厚生労働省で個人情報の開示請求をする場合は、一番下の(3)のところ、オンラインによる開示請求・訂正請求・利用訂正請求の場合も、窓口ですとか送付による開示請求等と同じように、本人確認書類の提示、確認の作業は必要になってくる。オンラインであっても、そういった作業がされているというところは確認しております。

実際、文書の交付についても、基本的にオンライン申請でやってもらって、オンラインで対応できる場合は、オンラインで交付までやっているというところは確認できました。ただ、文書の量がかなり膨大になるとか、データの送受信にかなり負荷がかかるというときには、紙で対応することもあるというような状況です。

こちらについては、以上です。

もう1点、前回、開示決定期限について、延長までして決定している状況としては、 全体560件程度の請求に対して17件というところで、現行条例と同じように、15 日で短縮した形で更新を考えているという御説明の中で、現場の働き方改革等が求めら れる中で過重な労働につながることはないかの確認をお願いしたいという御意見をいた だいたところでした。

こちらについても、560件程度の請求のうち、交付枚数が20枚以下、かなり短期で決定ができるような件数が全体で520件ありまして、92%がそういった簡易な決定の内容になっておりますので、これをもって通常の業務に支障を来すような過重な労働につながることはないと判断しているところです。

以上3点、御質問いただいた点について、御報告させていただきます。

加えてもう1点、前回、不開示情報の説明の中で、公務員の職氏名のところで、氏名の開示が、御本人から開けてほしくないという御意見があったときに、解釈だけで対応して大丈夫かという御指摘があった件です。

そちらについては、一番後ろの資料、中段の②のところ、国においても、個人情報の開示請求に対して、情報公開に関する連絡会議申合せということで、平成17年当時から、氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することがないような場合、例えば、会議録とか職員録等で、一般的に公になっているような場合は、公務員の職と併せて氏名も開示することは差し支えないというような運用になっているというところを確認しております。

御報告は以上です。

#### 【小林会長】

この前の議論の中で幾つか出た疑問点について、調査して御報告いただいたということで、ここで何か御意見とか、さらなる御質問とかでも。よろしいでしょうか。

#### 【全委員】

なし。

## 【小林会長】

そしたら、事務局の方から御説明を続けていただきます。

#### 【事務局】

行政機関等匿名加工情報について資料を基に説明

#### 【小林会長】

ありがとうございました。

匿名加工情報の説明は、少しややこしかったかもしれませんが、事務局での御意見、 手数料としては政令で定める額と同額にするということですけども、これについての御 意見がございましたらどうぞ。

### 【山元委員】

この論点と離れてしまう、最初の説明の匿名加工のところですけれども、5ページに書いてある全体のところですね。個人情報の定義のところで、「容易に」という言葉が幾つか出てきているのですけれども、この「容易」という言葉の定義とか、そこら辺というのはどうなっているのでしょうか。先ほど、こちらの方の論点整理のところで書いてあるところの、個人と識別することができないというところに「容易」が入っていないのですね。その違いというのは何か。

こういった「容易に」という曖昧な表現と、それから、参考資料の方の後半にあるデータベースのテーブルの複合で個人が特定できるような話というのは、多分「容易に」というのは、これに関連する管理している個人情報、だから、ほかの色々なあらゆるデータベースと複合してしまうと個人が特定できるような、例えばイメージでいうと、例えばアイドルの住所を探すときに、どういうふうに探すかというと、いろいろなデータベースの情報を複合させて持ってくるのですけれども、そこまでするという意味ではないということですか。

#### 【事務局】

あらゆる手段を尽くしてという意味ではなくて、もう本当に容易にほかの情報とつな ぎ合わせることで個人の識別ができるものということです。

#### 【山元委員】

では、イメージとしては、匿名加工情報というのは、容易に個人を識別することができないというふうな意味合いで書かれているということでよろしいでしょうか。

## 【事務局】

匿名加工情報になりますと、もう完全に個人を識別できる情報を除いた状態にして提供しなければならないということになってきますので、復元して個人を特定できるような状態にはならないような加工をしなければならなりませんし、容易にではない手段を使ったとしても、復元は不可能な状況にしなければなりません。

### 【山元委員】

全て。

### 【事務局】

はい。

#### 【山元委員】

ありがとうございます。 それから、もう一つ。

### 【小林会長】

はい、どうぞ。

## 【山元委員】

料金の話ですけれども、国とそれから和歌山県で、金額が違うのですね。この差というのは、国の定義の基本料金の2万1,000円というのは、どういうところから出てきているのですか。

### 【事務局】

今、資料が手元にはありませんが、たしか2016年の国の人件費等を算定しながら、 三千九百何十円が人件費で、その中で切り上げ切り捨てなどをして、基本的な事務手数 料と、その作業工賃というのを算定しているというところになると記憶しています。

#### 【山元委員】

分かりました。ありがとうございます。

### 【小林会長】

ほかはいかがでしょうか。

では、権藤委員。

#### 【権藤委員】

私も全く分からないので、質問ですが、手数料で3,950円あるいは鳥取県は3,600円で時間となっているのですけれども、上限はないのですか。アベレージがあるのか、その辺りはどうなっているのか聞きたいと思いました。

#### 【事務局】

ファイルに掲載されている個人情報の量に応じて、その作業の時間が、匿名の非個人情報にしなければならないという作業があります。その個人情報の量に応じて作業の時間が変わってきますので、基本的に上限は設けてはないです。

#### 【権藤委員】

その量にもよるということなので、例えば、最初、あとマックス、大体どのぐらい差があるものなのでしょうか。その時間に対して全く想像がつかないのでどのぐらいが。 平均的になのか、今まで上限なく、このぐらいあったとか、過去の事例とかがあるのでしょうか。

## 【事務局】

事例に関しては、本県でもありませんし、他県でも、実際提案を受けた事例というのはないようなので、どのぐらい実際、労務作業の単価のほうで徴収したというのは、把握はできておりません。

あとは、実際、事業者側から、こういった内容にして加工してほしいという提案を受けてから加工の作業が始まりますので、それによって作業量が全く変わってくることが想定されます。

では、おっしゃるとおり、上限になく、際限なくこの単価を取るかどうかというとこはありますけれども、そうなると、かなりの時間がかかるとなれば、職員で対応するとなると、ほかの業務に支障も出るところも判断として出てくると思いますので、そうい

った場合は、その加工自体業者に委託することも認められております。

その場合は、業者に委託してかかった経費を、この手数料として取ることとなりますので、そういった場合は、かなり時間がかかりそうな場合、そういった手段を取るのではないかなと思っております。

実際、どの程度の内容で来るかというのは、我々もまだ未知数なのですが、具体的な、 どの時間になればどうこうするというのは、判断として、まだ今のところはないですね。

#### 【権藤委員】

では、こういった作業というのは、今までには全くなかったということですね。

#### 【事務局】

そうです。新たに始まる制度になります。

#### 【権藤委員】

なるほど。分かりました。つまり、委託をするに当たって、同じぐらいの金額で委託 するというイメージなのですね。

### 【事務局】

委託した場合の実費だけとなっております。基本手数料の $2 \pi 1$ ,000円プラス委託にかかった経費を徴収することができますので、その場合は、職員が労務としてかかった時間の1時間3,950円というのは取らないということになります。どちらかということです。

### 【権藤委員】

すみません、ちょっと突っ込んでしまって。委託した場合に、その委託先にも、この ぐらいの同等で委託するというイメージなのですね。

#### 【事務局】

委託の場合は、見積りを当然その事業者さんに取ってやることになりますので、その 時点での加工の難易度とかに応じて金額は変わってくるものと考えています。

実際に委託する場合の金額は、行政機関等匿名加工情報を作成するに当たって加工業者に委託する金額の見積りを取って、実際かかった経費が契約するときの手数料となりますので、基本の2万1,000円プラス業務委託の際に実際にかかった実費、例えば20万円で委託契約をすれば、その20万円と2万1,000円の22万1,000円が手数料になるという流れになります。ですから、1時間当たり3,950円の単価がベースになるわけではなく、実際に委託契約にかかった費用が加算されることとなります。

## 【権藤委員】

分かりました。ありがとうございます。

### 【江島委員】

もう一つよろしいですか。

### 【小林会長】

どうぞ、江島委員。

### 【江島委員】

この匿名加工情報というのは、5ページの説明のところであった、仮名加工情報と匿名加工情報ということがあって、対象になるのは匿名加工情報だけということですか。 例えば依頼があって、仮名加工情報がいただきたいのですというような、それはなしと いうことで、あくまでも対象は匿名加工情報、そういうことですね。

#### 【事務局】

はい。

#### 【江島委員】

ありがとうございます。

#### 【小林会長】

ほかに何かございますか。 では、村上委員。

### 【村上委員】

小さいことで恐縮ですけど、根拠条文ですが、施行令の29条1項と書いてあるけども、31条の間違いではないですか。

# 【事務局】

そうです。申し訳ありません、31条です。

### 【村上委員】

31条ね。ありがとうございます。

### 【小林会長】

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

## 【全委員】

なし。

### 【小林会長】

そうすると、この手数料としては、国が、例えば政令で定める額と同額ということでよろしいですか。

#### 【全委員】

異議なし。

#### 【小林会長】

では、そのようにしたいと思います。

では、次の論点に移ります。

### 【事務局】

不服審査事案の審査会への諮問について資料を基に説明

## 【小林会長】

ありがとうございました。

この論点は、要は、今は不服審査があった場合には、不服審査部会があるように、この個人情報保護審議会に諮問されて、そこで検討しているわけですけれども、改正法では、行政不服審査会への諮問が必要だというふうにされています。そこで、この情報保護審議会を行政不服審査会というふうに位置付けて、従来どおり、個人情報保護審議会のほうに諮問していくのかどうかということだと思います。

何か御質問とか御意見とかございましたら、どうぞよろしくお願いします。

### 【全委員】

なし。

### 【小林会長】

特に御意見なければ、従来どおり、この個人情報保護審議会を行政不服審査会として 位置付けて、不服審査について諮問を受けるという、そういう方向でやっていきたいと 思いますけども、よろしゅうございますか。

### 【全委員】

異議なし。

#### 【小林会長】

ありがとうございます。

それでは、最後の第3番目の論点についてお願いいたします。

### 【事務局】

審議会への諮問について資料を基に説明

### 【小林会長】

ありがとうございました。

この個人情報保護審議会としては、条例でも51条にあるような審議機能というのもあるということですね。では残すべきなのかどうかというのがここでの論点のようでして、今の御説明でいきますと、1号というのは、そもそも今回の改正法で、条例では個別に定めることはできないというもので、3号、4号のほうは、番号利用法とか、住基台帳法とかによって、これは、この個人情報保護審議会とかに諮問することでもそれも構わないとされているので、この分についての審議会機能は残すという方向ではいかがでしょうかという御意見だったと思います。

今の点につきまして、何か疑問点とか、あるいは御意見とかございましたらどうぞ。

#### 【村上委員】

確認だけですけど、今、小林委員がまとめていただいたけど、1号については、この法律の129条の規定でできるということですよね。つまり、例えば、この全体会で以前、保育士さんが足りないので潜在的な保育士さんの発掘のために、そういう案内といいますか、それを送る文書を作るので、住所なんかを例外利用したいというようなことがかかったことがあるのです。これは多分1号ですよね。

そういう問題は、この新しい審議会ではやらない、そこにはかけないのですか。

### 【事務局】

かけられないこととなります。

### 【小林会長】

もうそのところは、今度の新しい個人情報保護法に従って判断してくださいというふ うになって。

### 【事務局】

この61条とかそういったところをもって、行政側が、そういう利用目的を定めるといった対応をすることで、審議会の諮問というふうなことは…。

### 【村上委員】

そのようなことは不要と。

### 【事務局】

不要というか、できなくなります。

### 【村上委員】

できないと読むのですか、129条は。「諮問することができる」と書いてあるけど。 「特に必要がある場合が」と書いてあるけど。すみません、混乱させて。

#### 【事務局】

129条のところが、条例に定めるところにより、第3章第3節の施策を講じる場合その他の場合になりますので、先ほど御説明したように、条例の中身を変えるなどで、新たな独自の施策を設ける、前回で言ったような、条例要配慮個人情報という言葉はここでは当たらないことになります。

### 【村上委員】

第3章第3節というのは、ここで言う3号、4号関係。

#### 【事務局】

そうですね。

### 【村上委員】

で、1号は外されている。

### 【事務局】

はい。そういった個人情報の取扱いということになりますと、第5章の方で。

## 【村上委員】

ああ、そういうことね。

#### 【事務局】

はい。そこはもう、国の改正法の中で対応することで。

#### 【村上委員】

中で、法律でも扱って、あとは行政の方で判断すると。ここにはかけないということになっているという。分かりました。よく分かりました。ありがとうございました。

#### 【小林会長】

ほか、何か疑問点とかございませんか。よろしいでしょうか。

#### 【全委員】

なし。

### 【小林会長】

そしたら、この1号関係は無理ですけど、やはり3号、4号というところは審議会に 諮問されて、それで審議するという形で、その機能自体は残していくという方向で答申 したいと思いますけども、それでよろしゅうございますか。

### 【全委員】

異議なし。

### 【小林会長】

では、そのようにさせていただきます。

これで全ての論点、検討して答申する内容は決まったということでしょうかね。どうもありがとうございました。

それでは、その他で、事務局の方で何かございましたらお願いいたします。

## 【事務局】

### 次回日程等を説明

### 【小林会長】

ありがとうございました。

それでは、全ての議題について終了しました。特に前回から今回にわたりまして、いろいろな論点について、また、あまり関連性があるわけではないので、いろいろなものがあって、皆様に本当にいろいろな御意見をいただきました。どうもありがとうございました。

無事に何とかこの2回で、実質的な審議としては2回で終了することができましたので、これで進めていただきたいなと思っております。どうも本当にありがとうございました。

本日の全体会はこれで終了ということになります。

引き続きまして、第一部会の方がありますので、第一部会の委員の皆様はそのままお 待ちください。第二部会の委員の先生方は以上で終了ですので、どうもありがとうござ いました。お疲れさまでした。